

商工会だより



**あとう産品
地域ふれあいマルシェ
オーブン**

山口市阿東徳佐の「ショッピングセンターあぴあ」において、7月5日(土)にチャレンジショップ「あとう産品地域ふれあいマルシェ」がオープンしました。

当初は、チャレンジショップとして商工会が支援をし、実施を計画していましたが、平成26年度の「地域商店街活性化事業補助金」の採択を受けることができたことにより、補助金を活用して開設することができました。

当事業は、ショッピングセンターの空きスペースを

活用し、創業希望者や販路拡大を目指している商業者、農業者で農産物やその加工品等の販売を希望する方等に販売スペースを提供し、

チヤレンジショップとして7月～11月までの期間、出店する内容となっています。

現在、12事業主が参加しております、月1回のイベント及び販売促進のための出店者会議を行いながら実施しています。

詳細が決定していない研修会の開催を予定しています。

修もございますが、この度、事前告知として紹介いたしますので、興味がある方は、ぜひ、日程の調整をお願いいたします。

なお、各種研修における終了により、パソコンを買いたい替えた方も多いのではないかでしょうか。

そこで今年は、阿知須支所においてエクセル2013を使用した初步的な講習会を開催いたします。

なお、阿東支所においてエクセル2007の初級

講座を開催いたします。

そこで、自社が置かれて

いる現状を把握し、強みを

ふまえた実現可能性の高い

経営計画を作成するための

手順について、ワークを取り入れて説明・策定を行う

集中セミナーを左記の通り

予定しています。

大会当日は、70歳代の方を中心

で最も懸念されることがあります、その中で最も懸念されることとは、消費税引き上げ分を価格に転嫁できることです。きちんと価格転嫁できないと利益の減少につながります。こうした事態を避けるため、商品力を強化するなど、円滑に価格転嫁するための対策を検討しなければなりません。

そこで、標記講習会を左記の通り開催いたします。

なお、テーマ・内容については、現在、調整中です。

【阿知須支所】

日時：10月17日・18日

場所：阿知須支所

内容：エクセル2013 初級

日時：11月17日・18日

場所：阿東支所

内容：エクセル2007 初級

日時：11月17日・18日

場所：阿東支所

事業所PR



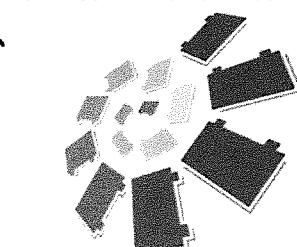
テクノリユース (代表:長田 良治)

〒754-1101 山口市秋穂東7519

私どもは、電動フォークリフトなどの、鉛バッテリーの再生事業を行っております。バッテリー劣化の主な原因是、化学反応を妨げる結晶(サルフェーション)の付着です。私ども独自の再生方式では、その結晶を除去するだけでなく、分解し、本来の形である硫酸と鉛に戻します。さらに、再付着防止処理まで行うことで、長期間の再利用を可能にしました。

新商品購入の半額～3分の1という低価格でありながら、品質の高さにより、3年の長期保障を実現しております。

【連絡先】TEL / FAX : 083-984-2185

URL : <http://www.technoreuse.com>TECHNO REUSE
テクノリユース

ご存知ですか?



「社員の通勤中の交通事故と会社の責任について」

皆さんには、社員が通勤中に交通事故を起こしてしまい、物損や人身損害を与えてしまった時、会社としてどのような責任が発生するかご存知でしょうか？

営業中はもちろん、実は、通勤中の事故でも会社の責任が問われることがあります。

今回は、この点についてご説明いたしました。

解説



会社が交通事故の責任を負う場合として考えられるのは、「使用者責任(民法七一五条)」と「運行供用者責任(自賠法三条)」です。

○使用者責任とは…
被用者(雇われている人)が使用者の事業の執行について第三者に損害を与えた場合、被用者のみならず、その使用者も損害賠償責任を負う、というもの。

○運行供用者責任とは…
自己のために自動車を運行の用に供していた者は、その運行によって他人の生命、身体に損害を加えた時は損害賠償責任を負う、というもの。

(例)会社の自動車を社員が業務のために運転していて事故を起こし、第三者にケガを負わせてしまった場合。

会社は社員に会社の自動車を業務のために使用させていたのですから、被用者が「事業の執行につき」第三者に損害を与えた場合。

害を加えたといえますし、「自己のため

に自動車を運行の用に供していった」といえますので、事故を起こした社員だけではなく、会社も損害賠償責任を負うことになります。

Q. では、マイカーによる通勤中に事故を起こした場合は？

A. 通勤は、会社が指揮関係を有し支配をしている業務とは異なります。したがって、マイカー通勤中に事故が起きた場合は、会社がマイカーを業務のために利用しているという関係を見出していくため、これまでの裁判事例でも、原則として会社に使用者責任や運行供用者責任は認められないようです。

しかし、労災保険では、通勤災害に付いて、業務災害ではないものの保険給付の対象としていますし、通勤は純然たるプライベートな生活でもなく、むしろ労務の提供に必然的に伴うものですから、業務と密接な関連があるといえます。

したがって、マイカーが日常的に会社の外勤等の業務に利用されていて、会社がガソリン代を支給したり駐車場を提供したりするなど、会社もこれを容認しているような場合は、会社がマイカーを業務のために利用していると評価できるので、使用者責任や運行供用者責任が認められることがあります。

そのため、積極的許可をしているかどうかに拘わらず、社員のマイカー利用を認識している会社としては、必ず何よりも、その自動車が十分な損害保険に加入しているかどうかをチェックし、加入していない場合は加入を指導することが喫緊かつ重要です。

そこで、この事例では、会社がマイカー通勤を前提に通勤手当を支給していたことが、積極的なマイカー利用の容認であるとして、会社に責任が認められています。

裁判例もあります。

今回の事例では、会社がマイカー通勤を前提に通勤手当を支給していたこととが、積極的なマイカー利用の容認であるとして、会社に責任が認められています。

このように、マイカーであっても、その使用が業務あるいはそれに密接に関連するもののためであつた時には、その利用中の事故について会社が責任を負うことがあります。

しかし、そのマイカーが十分な損害保険に加入していれば、損害賠償金は保険会社が支払ってくれるので、会社が責任を心配する必要はほとんどありませんし、損害賠償金を支払うという事態もほとんどありません。

そのため、積極的許可をしているかどうかに拘わらず、社員のマイカー利用を認識している会社としては、必ず何よりも、その自動車が十分な損害保険に加入しているかどうかをチェックし、加入していない場合は加入を指導することが喫緊かつ重要です。

また、最近では、マイカーが会社の業務のために使用されていないなくても、通勤は業務に密接に関連するものであり、むしろ原則として使用者責任や運行供用者責任が認められるべきであるという



新任職員紹介
中川 雅美 (8月1日付け)
(一般職員)

山口県央商工会秋穂支所

◎職員退職◎ (7月31日付け)
本廣 浩子 (一般職員)

家庭の事情により、急きよ退職となりました。